

令和5年度国民年金システム標準化研究会
(第三回) 議事概要

日時：令和6年3月7日(木) 16:00~17:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治(座長)	株式会社ECO経営企画室 代表取締役
立石 亨	公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
上野 晴彦	江戸川区 生活振興部地域振興課 課長
伊藤 裕司	桐生市 市民生活部市民課 課長
大森 かおり	下野市 市民生活部市民課 副主幹(長塚 章 下野市 市民生活部市民課 課長の代理出席)
青山 潤子	岡崎市 福祉部国保年金課 課長
長友 悟	株式会社RKKCS 企画開発本部住基内部システム 部 部長
深谷 瞬	株式会社TKC 住民情報システム開発センター住民 情報システム技術部 チーフ
川江 祐介	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部住民 情報グループ 主任
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
大村 周久	富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部 住民情報ソリューション事業部第一ソリューション 部 部長
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二 開発本部第一開発部 主任技師

(オブザーバー)

千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
外園 暖	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
伊藤 竜也	デジタル庁 統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
地藤 学	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長
帳山 昌一	日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長
前田 賢一郎	日本年金機構 システム企画部 システム総合調整グ ループ長
島添 悟亨	厚生労働省 政策統括官付情報化担当参事官室 室長 補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省 政策統括官付情報化担当参事官室 室長 補佐
水野 忠幸	厚生労働省 年金局事業管理課 課長
富澤 直嗣	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
濱村 明	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 意見照会の実施報告
 - (2) 標準仕様書（1.2版）について
 - (3) 今後の進め方
 - (4) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

- 本日は研究会であるため、自治体、事業者双方の構成員が参加となる。出席者の氏名については開催要綱をご確認いただき、紹介及びご挨拶は割愛させていただく。(事務局)
- 議事に入る前に、資料の確認をする。資料は「議事次第」、「資料1 意見照会の実施報告」、「資料2 標準仕様書（1.2版）案の確認及び決定」、「資料3-1 標準仕様書本紙（1.2版）案」、「資料3-2 標準仕様書別紙1 標準業務フロー」、「資料3-3 標準仕様書別紙2 機能・帳票要件一覧（1.2版）」、「資料3-4 標準仕様書別紙3 帳票詳細要件」、「資料3-5 標準仕様書別紙4 帳票レイアウト（1.2版）」及び「参考1 標準仕様書案に対するご意見一覧」である。(事務局)
- 本日は研究会につき、司会進行は座長の中川様にて進めていただく。(事務局)
- それでは、議事（1）から進める。なお、議事（1）で説明する資料は「資料1 意見照会の実施報告」であることを補足する。(構成員)

2. 議事

(1) 意見照会の実施報告

- 令和5年1月17日から1月31日にて実施した標準仕様書（1.2版）案に対する全国意見照会の実施結果を中心に報告する。(事務局)
- 令和5年度の検討会を踏まえて作成した標準仕様書（1.2版）案について、さらなる精度向上を目的に意見照会を実施した。なお意見照会実施にあたって、全国の市区町村及び事業者に対して、第二回研究会で1.2版案としてお示した標準仕様書本紙、標準仕様書別紙2 機能・帳票要件一覧及び標準仕様書別紙3 帳票詳細要件を対象としている。(事務局)
- 意見照会でいただいた意見を「討議事項」、「指摘」、「質問」に選定した。意見の選定方法としては、まず仕様書に変更が発生する意見でない場合は質問とした。次に、変更が発生する意見について、過去に議論・整理をしていない意見のうち、「正誤表対象」に該当する意見、及び「意見あり」の回答数が過半数、または過半数に至らない場合でも意見を取り入れるべきと事務局で判断したものについては、意見を標準仕様書（1.2版）に取り込むこととした。「令和5年度改定検討対象」に該当する意見のうち、「意見あり」の回答数が過半数、または過半数に至らない場合でも意見を取り入れるべきと事務局で判断したものについては、討議事項として第三回研究会の議題に取り上げることとした。そして、「正誤表対象」でも「令和5年度改定検討対象」でもない意見のうち、「新規機能・帳票の追加」、「新規業務（及び機能・帳票）の追加」、「法令・制度改正予定の標準仕様書への反映」、「年金機構側の業務

変更を伴う事項に関する対応」の4つのいずれかに該当する意見については、「指摘」のうち、「申し送り」として今後検討をする。なお、過去に議論・整理済みである意見、「正誤表対象」や「令和5年度改定検討対象」、「新規機能・帳票の追加」、「新規業務（及び機能・帳票）の追加」、「法令・制度改正予定の標準仕様書への反映」、「年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応」ではない意見については、基本的に今後検討しないものとした。ただし、過去に議論・整理済みの意見は、法令等の変更等の環境の変化によってのみ、再度検討する可能性があることを補足する。（事務局）

- 意見照会の実施結果についてご報告する。意見照会は全1,741市区町村及び6事業者を対象に実施し、621市区町村及び3事業者より回答をいただき、計711件の意見を頂戴した。機能・帳票要件一覧に対しては、60団体より回答をいただき、計473件の意見を頂戴した。意見を精査した結果、「討議」は5件、「指摘」は449件、「質問」は19件、に分類した。帳票詳細要件に対しては、28団体より回答をいただき、計219件の意見を頂戴した。ご意見を精査した結果、指摘事項は209件、質問は10件に分類した。（事務局）
- 議事（1）について、ご意見等あればいただきたい。（構成員）
- ご意見等、特段ないと理解した。（構成員）
- それでは議事「（1）意見照会の実施報告」を終了とする。（構成員）

（2）標準仕様書（1.2版）について

- 全国意見照会の実施結果を踏まえ、標準仕様書（1.2版）案の最終化にあたり、最終確認及び討議させていただきたい事項を説明する。（事務局）
- 機能帳票要件一覧について介護保険システムとの連携に係る討議を実施し、標準仕様書（1.2版）の最終化に向けて実施する事項を説明する。（事務局）
- まず、機能・帳票要件一覧について、介護保険システムとの連携に係る討議内容を説明する。介護保険システムとの連携は機能別連携仕様でオプションと定義されているため、標準仕様書（1.2版）案で介護保険システムとの連携に関する機能ID：0260419は実装必須機能から標準オプション機能に変更した。変更に伴い、標準仕様書（1.2版）案の実装必須機能の機能ID：0260289で追記された介護保険システムとの連携に関する機能要件は、標準オプション機能：0260290に移記するべき、といった意見をいただいた。事務局案としては、いただいた意見のとおり対応を取ることを検討している。（事務局）
- ご意見等あればいただきたい。（構成員）
- ご意見等ないため、当件については事務局案のとおり対応する。（構成員）
- 次に、最終化に向けて実施する事項を説明する。検討テーマ区分①～⑦ごとに対応事項を説明する。③の標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化について、意見照会でいただいた意見のうち、指摘に分類した意見に基づいた標準仕様書（1.2版）の修正を実施する。⑦共通事項の整備への対応について、標準仕様書（1.2版）への指定都市要件を反映する。なお、③については、標準仕様書別紙2 機能・帳票要件一覧（1.2版）に取り込み済である。また、指定都市要件について補足をする、指定都市要件は指定都市向けの機能要件として、新規で開発が必要な機能を指している。令和4年度で再検討となった指定都市要件について、令和5年度で指定都市内のみでまず検討を実施し、その後関係各省庁及び各事業者にて仕様書に取り上げる意見の選定や検討を実施した。そして反映する内容をデジタル庁に共有し最終的に仕様書に取り込む流れで進めている。国民年金領域における指定都市要件は、指定都市以外の市区町村での利用有無は各市区町村で選択できるように標準オプション

機能として定義し、また今回追加することとする指定都市要件は適合基準日も令和8年4月1日以降としており、市区町村・事業者共に開発に影響が生じないように検討をしている。

(事務局)

- また、最終化に向けた対応事項について、検討テーマ区分①～⑦以外に関する対応を説明する。P13の適合基準日の設定について、国民年金システム標準仕様書(1.2版)における実装必須機能に係る適合基準日は、令和8年4月1日と定めていることを改めてお示しする。また帳票レイアウトの更新について、国民年金システム標準仕様書(1.2版)公表の際に、学生納付特例申請書など一部帳票について様式の更新を行う予定である。なお、帳票詳細要件への影響はなく、一定の間、旧帳票の使用を認めることとする。(事務局)
- 議事(2)について、ご意見等あればいただきたい。(構成員)
- P9の機能・帳票要件の指摘に対する対応事項について、事務区分の「検索」に関して、標準オプション機能の機能ID:0260002の「生年月日」の要件の考え方・理由「生年月日の検索については、範囲検索も必要に応じて可能とする」を実装必須機能の機能ID:0260001に移記している。「生年月日」の範囲検索が標準オプション機能から実装必須機能に変更された理由を教えてください。(構成員)
- 1.1版では機能ID:0260001、0260002共に検索項目として「生年月日」が定義されている状況であり、1.2版からは実装必須機能として「生年月日」を定義しているのであれば、標準オプション機能からは削除すべき、と考え意見照会時に機能ID:0260002から削除した形で機能・帳票要件一覧(1.2版)案を展開している。その後、意見照会にて「機能ID:0260002から「生年月日」を削除しているため、機能ID:0260002記載の「生年月日」の要件の考え方・理由は機能ID:0260001に移記すべきである、と意見をいただいた。機能ID:0260002から「生年月日」を削除している中で、「生年月日」の要件の考え方・理由を機能ID:0260002に残すのは平仄が取れていないため、移記した。(事務局)
- 「生年月日」の範囲検索機能を実装必須機能とすることについて、他事業者からも意見をいただきたい。(事務局)
- 弊社のシステムを導入している自治体においては、当機能の要望をいただいたことはないため、標準オプション機能のままで良いと考える。(構成員)
- 自治体から当機能の要望はいただけていないため、「生年月日」の範囲検索は標準オプション機能に戻すべき、と考える。(構成員)
- 各自治体からも意見をいただきたい。(構成員)
- 生年月日による範囲検索は必要としていない。(構成員)
- 同様である。(構成員)
- 同様である。(構成員)
- 同様である。(構成員)
- 国民年金システムでは範囲検索機能を使用していない。一方で、国民年金システムにおいても範囲検索機能を使用できる方がより良いと考えているため、他業務領域での使用状況等を確認したい。(構成員)
- 弊社が提供しているシステムでは「生年月日」の範囲検索機能は保持していない。また、他業務領域においても当機能の要望はいただけていない。(構成員)
- 同様に他業務領域においても当機能の要望はいただけていない。(構成員)

- 事業者、自治体共に「生年月日」の範囲検索は実装必須機能に変更する必要性はないといった意見をいただいた。当機能については標準オプション機能に戻すべき、と考える。(構成員)
- 令和5年度では、開発に影響を生じさせないために基本的に標準オプション機能から実装必須機能に変更しない状況で、事業者、自治体共に「生年月日」の範囲検索の必要性は高くないと理解した。意見をいただいた自治体に回答すると共に、当機能については標準オプション機能に戻す。(事務局)
- それでは議事「(2) 意見照会の実施方針及び今後の進め方」を終了とする。(構成員)

(3) 今後の進め方

- 令和5年度末までは指定都市からの要望について成案となった要件を反映した後、3月中に標準仕様書(1.2版)を公表する予定である。また、令和6年度は、令和5年度と同様に適合基準日を令和8年4月1日として、標準仕様書の精度向上の検討を実施する。加えて仕様の見直しが必要となる内容及び定義していない業務について、適合基準日を令和8年4月1日以降として、市区町村の業務効率化や国民の利便性に資する要件の検討も実施することを予定している。7つの検討テーマのうち、①新規機能・帳票の追加、③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化を令和6年度の検討対象にすることを予定している。(事務局)
- 最後に①及び③の具体的な検討事項(案)をお示しする。①については、業務効率化、リスク軽減、国民の利便性向上を目的とした、電子申請や窓口での国民による電子入力等での申請といった「書かない窓口」の実現を検討する。③については、市区町村業務の実態に沿った標準システムへの機能実装を目的とした、標準オプション機能から実装必須機能への見直しといった標準システムへの実装・利用実績を踏まえた実装類型の見直しと、業務効率化や国民の利便性向上を目的とした、市区町村で管理する被保険者情報等の見直しの2つを検討する。(事務局)
- ご意見等あればいただきたい。(構成員)
- 法令・制度改定に伴う帳票レイアウトの変更について、今後の進め方をご教示いただきたい。(構成員)
- 帳票レイアウトの更新について、国民年金システム標準仕様書(1.2版)公表の際に、学生納付特例申請書など一部帳票について様式の更新を行う予定である。なお、帳票詳細要件への影響はなく、一定の間、旧帳票の使用を認めることとする。帳票への影響としては、補足として注意書きを追記するのみに留まる予定であり、機能追加等は発生しない。(オブザーバー)
- 承知した。(構成員)
- 令和8年4月1日時点においても旧帳票の使用を認める理解で良いか。(構成員)
- 事務局としては旧帳票の使用期限は令和8年4月1日以降と考えており、当件については年金局から改めて示されると認識している。なお、標準仕様書1.2版では新旧どちらの帳票レイアウトも提示する予定であり、一定期間の間はどちらも使用可能である。(事務局)
- 承知した。(構成員)
- それでは議事「(3) 今後の進め方」を終了とする。(構成員)

(4) その他

- 標準仕様書 1.2 版の最終化にあたっての対応事項について、デジタル庁から補足等あればいただきたい。(構成員)
- 現在、当庁より制度所管省庁にお願いしているのは支援措置対象者の「加害者」の表記の見直しのみとなる。(オブザーバー)
- デジタル庁が共通事項の整備を修正した内容として、標準仕様書 1.2 版への指定都市要件の取り込みも令和 5 年度中の対応事項であることを補足する。(事務局)
- 指定都市要件については、追加する機能要件をデジタル庁に確認いただいたうえで標準仕様書に取り込む理解で良いか。(構成員)
- ご認識のとおり。(事務局)
- 標準仕様書 1.2 版の策定にあたり、1 年間にわたり議論いただき、多大なる感謝を申し上げます。業務に沿ったシステムの実現を目的に、事務局の協力を得たうえで標準仕様書を策定してきた。当目的をより高い水準で実現するために、今後ともご協力をお願いしたい。(オブザーバー)

3. 閉会

- 本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示する。(事務局)
- 本日いただいたご意見については必要に応じて皆様にご連絡をさせていただくため、別途ご確認の協力をお願いしたい。(事務局)
- とりまとめた結果と指定都市要件を反映したうえで、国民年金システム標準仕様書(1.2 版)を最終化する。第三回研究会以降は内容を調整する期間とし、3 月末に厚生労働省より公表するよう準備を進めていく。(事務局)
- 国民年金標準化の取り組みについて、事務局にて議事 3 の今後の進め方でお示ししたとおり、令和 6 年度も検討すべき内容がある。そのため、構成員の皆様には、令和 6 年度以降も引き続き、ご協力いただきたい。(オブザーバー)
- 本日の研究会の議事について全て終了したため、閉会とする。(事務局)

以上